

平成 25 年 5 月 30 日  
南部地域活性化局南部地域活性化推進課

## 三重県離島振興計画（平成 25 年度～34 年度）の概要

### 計画の策定にあたって

#### （1）改正離島振興法の概要

- 離島振興法は、昭和 28 年に制定されて以来、10 年ごとに延長され、今回は 6 回目の改正・延長となりました。
- 改正離島振興法（以下「法」という。）では、離島の国家的役割を明確にし、国の責務として人口減少を防ぎ、「定住」を促進する施策を積極的に進めることが明記されています。
- 所管が 7 省庁（国土交通省、総務省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）になり、幅広い施策により定住対策が実施されることになりました。
- 「離島活性化交付金」制度が創設されました。

#### （2）三重県離島振興計画の策定

- 法第 4 条の規定により策定しました。
- 策定にあたっては、国の「離島振興基本方針」に基づくとともに、市の計画案を反映させています（同条第 1 項、第 7 項）。また、市が策定する計画案には、住民の意見が反映されています（法第 4 条第 6 項）。
- 対象地域は、鳥羽市神島、答志島、菅島、坂手島、志摩市渡鹿野島、間崎島です。
- 対象期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間です。
- 構成は、法の規定にしたがい以下の 16 項目から成ります。
  - 1 基本的方針に関する事項
  - 2 交通・通信の確保
  - 3 農林水産業等産業振興
  - 4 雇用機会の拡充
  - 5 生活環境の整備
  - 6 医療の確保
  - 7 介護サービスの確保
  - 8 高齢者等の福祉
  - 9 教育の充実、地域文化の振興
  - 10 観光の振興
  - 11 地域間交流の促進
  - 12 自然環境の保全・再生
  - 13 エネルギー対策
  - 14 国土保全、防災対策
  - 15 人材の確保及び育成
  - 16 その他離島振興に関し必要な事項（下線は今回新たに加わった項目）
- 県計画ではありますが、記載内容には、県の取組のほか市が主体となって取り組むべきことも含まれています。

### 主な振興方針

#### 1 基本的方針に関する事項

- 法の基本理念をふまえ、いきいきと住み続けることができる定住環境の整備

のため、鳥羽市及び志摩市と連携して取り組んでいきます。

## 2 交通・通信の確保

- 離島航路の確保・維持を図るため、引き続き関係機関と協調しながら航路の支援に努めます。
- 離島架橋について、鳥羽市及び志摩市との合意形成を図りながら、必要性和方策について検討していきます。
- ケーブルテレビ網を活用し、他地域との格差是正を進めます。

## 3 農林水産業等産業振興

- 漁場の資源管理に取り組み、生産性の向上と水産物の安定供給を推進します。
- 利便性の高い漁港整備、漁港施設の長寿命化を推進します。
- 藻場の再生保全に取り組みます。
- 地域資源を活用した産業振興を図ります。

## 4 雇用機会の拡充

- 水産業や観光業の担い手対策に努めます。
- 本土側での雇用機会の拡充を進めていきます。

## 5 生活環境の整備

- 水道施設の改良・更新を推進します。
- 合併処理浄化槽への転換を促進していきます。
- 資源リサイクルを推進します。

## 6 医療の確保

- へき地保健医療計画の実施と担い手の確保・育成を図ります。
- ドクターヘリなどの活用により、患者搬送体制の維持に努めます。

## 7 介護サービスの確保

- 地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 離島への介護サービス事業者の参入を促進します。

## 8 高齢者等の福祉

- 高齢者の社会参加の促進、高齢者世帯の生活支援、外出支援、見守り体制の充実を図ります。
- ねたきり防止、健康づくり支援を進めていきます。
- 保育施設の改善や保育内容の充実に努めていきます。

## 9 教育の充実、地域文化の振興

- 離島の特性を生かした教育活動を展開します。
- 海女文化の承継に向け詳細な調査を行うとともに、海女の拠点としての認知度の向上に努めていきます。

## 1 0 観光の振興

- 地域住民が主体となった誘客活動や観光案内の取組を支援していきます。
- エコツーリズムやヘルスツーリズムなど、ニューツーリズムの取組を促進していきます。
- ロケ地誘致、島のファンづくり、おもてなし力の向上、観光人材の養成を進めます。

## 1 1 地域間交流の促進

- 体験滞在交流プログラムや体験メニューの開発を促進します。

## 1 2 自然環境の保全・再生

- 漂着ごみ対策について、三重県海岸漂着物対策推進計画に基づき、海岸管理者による回収等に取り組みます。
- ボランティアによる清掃活動の拡大・継続に向けて取り組みます。
- 流域圏住民への海岸漂着物に関する普及啓発、発生抑制に向けた取組を拡大します。

## 1 3 エネルギー対策

- 離島地域をモデルに、環境・エネルギー技術を活用した地域の産業振興・活性化につながる新たなプロジェクトづくりを進めていきます。

## 1 4 国土保全、防災対策

- 海岸事業、砂防事業、治山事業等による保全整備を、未整備箇所、老朽化箇所など緊急性の高い箇所から優先的に整備します。
- 警戒区域の指定やハザードマップの作成等、防災に関する的確な情報提供を推進し、地域住民の警戒避難体制の整備を支援していきます。
- 津波被害想定に対応し、住民とともに、避難高台、避難所、避難経路等の点検と見直しを行い、必要に応じて新たな避難場所や避難経路、案内表示などの整備を促進します。
- 防災啓発や島の実情に応じた実践的な避難訓練の実施を促進します。
- 孤立化対策について、防災関係機関との協議の場で検討し、訓練を通じて検証していきます。

## 1 5 人材の確保及び育成

- 大学との連携による集落支援の取組や地域おこし協力隊の活用など、外部人材の活用を図り、地域活性化の取組を促進します。

## 1 6 その他離島の振興に関し必要な事項

- 計画の推進にあたり、補助制度や税制、法規制の面において配慮をされるよう国に要請します。

## 「三重県離島振興計画（案）」に対する

### パブリックコメントの結果概要

#### 1 意見募集期間

平成25年2月8日（金）～平成25年3月11日（月）

#### 2 意見募集の結果

##### （1）意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
1	4	3	8

##### （2）項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
① 全体的な意見	4
② 序 三重県離島振興計画の策定にあたって	
③ 1 基本の方針に関する事項	
④ 2 交通通信の確保	4
⑤ 3 農林水産業等産業振興	1
⑥ 4 雇用機会の拡充	
⑦ 5 生活環境の整備	1
⑧ 6 医療の確保	3
⑨ 7 介護サービスの確保	1
⑩ 8 高齢者等の福祉	1
⑪ 9 教育の充実、地域文化の振興	4
⑫ 10 観光の振興	
⑬ 11 地域間交流の促進	
⑭ 12 自然環境の保全・再生	
⑮ 13 エネルギー対策	1
⑯ 14 国土保全、防災対策	
⑰ 15 人材の確保及び育成	
⑱ 16 その他離島振興に関し必要な事項	
合 計	20

### 3 意見に対する対応

#### (1) 対応状況

対応区分	意見数
① 計画案に反映するもの	
② 既に計画案に反映しているもの	
③ 今後の施策や事業の実施において参考とするもの	15
④ 市の施策への意見として、関係市へ伝えるもの	3
⑤ 計画案に反映することが難しいもの	
⑥ その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	2
合 計	20

# 改正離島振興法の概要

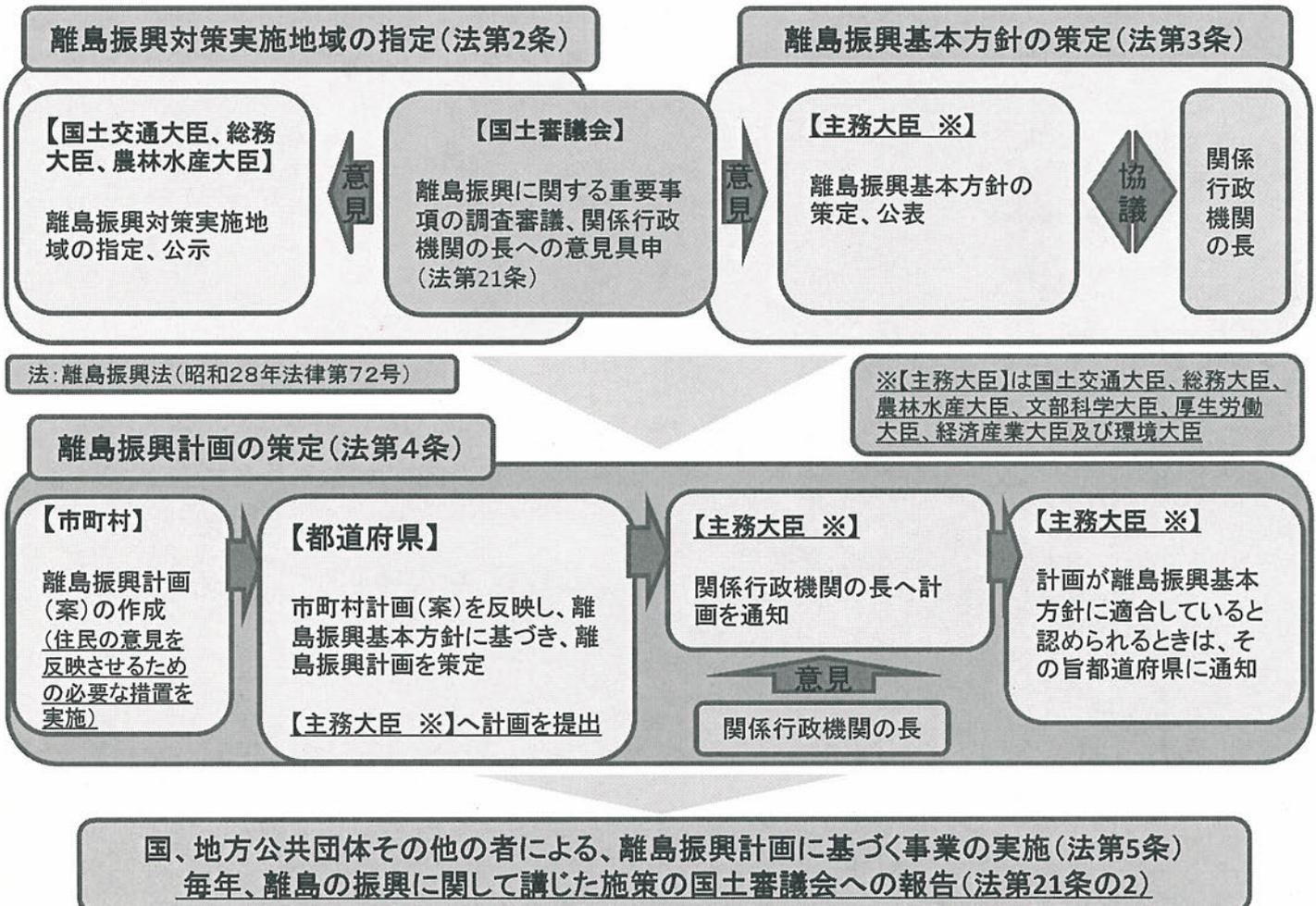
## 1. 制定及び改正の経緯

- ① 離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定（10年間の時限立法）
- ② 改正離島振興法は、所要の改正と有効期限の10カ年延長が提案され、平成24年6月20日に成立、同27日公布、平成25年4月1日から施行される予定

## 2. 離島振興法の目的

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っている離島が、人口減少の長期継続、高齢化の進展など、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図り、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もって無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与

## 3. 離島振興法の体系



#### 4. 離島振興法に係る施策及び特例措置等

##### ■補助率の嵩上げ(法第7条)

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、消防機械器具施設(1項)
- ・災害復旧事業(4項)
- ・簡易水道(5項)
- ・他の政令による特例措置(海岸・土地改良等)(6項)
- ・教員住宅等(7項)

##### ■離島活性化交付金等事業計画(法第7条の2~4)

- ・離島活性化交付金等事業計画の作成、当該計画に基づく交付金等の交付等及び活性化に資する事業等の公表

##### ■医療の確保等(法第10条)

- ・診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的な巡回診療等への補助等
- ・妊婦支援等(配慮事項)

##### ■税の特例(法第19、20条)等

(国税の特例措置(19条))

- ・所得税・法人税の特別償却

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(20条))

- ・地方税の課税免除に伴う減収補填

##### ■配慮事項等(法第6、8、9、10条の2~18条)

- ・離島振興に必要な財政上の措置等(6条)
- ・公共事業予算の明確化(6条の2、3)
- ・地方債への特別配慮(8条)
- ・資金確保その他の援助(9条)
- ・介護サービス確保等(10条の2)
- ・高齢者福祉増進(11条)
- ・保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減(11条の2)
- ・交通の確保、人の往来・物資の流通に係る費用の低廉化(12条)
- ・情報流通円滑化及び通信体系充実(13条)
- ・農林水産業、その他の産業の振興(14条)
- ・就業促進(14条の2)
- ・生活環境整備(14条の3)
- ・教育充実、高校等未設置離島高校生の通学支援等、公立高等学校教職員定員への特別配慮(15条)
- ・地域文化振興(16条)
- ・観光振興及び地域間交流促進(17条)
- ・自然環境保全再生(17条の2)
- ・エネルギー対策推進(17条の3)
- ・防災対策推進(17条の4)
- ・農地法、自然公園法等における配慮(18条)

##### ■離島特別区域制度整備(法第18条の2)

- ・地域の創意工夫を活かした離島の振興を図るため制度の創設を総合的に検討

##### ■その他の措置等

- ・財源の確保の検討(附則4条)、防災機能強化のための財政上の措置等(附則5条)、特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する検討(附則6条)